

習志野市災害医療対策会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 略 (所掌事務) 第2条 略 (委員) 第3条 対策会議は、委員 20 名以内で組織し、次の掲げる者のうちから市長が委嘱又は指名する。 (1)習志野市医師会に属する者 (2)習志野市歯科医師会に属する者 (3)習志野市薬剤師会に属する者 (4)市内災害拠点病院・救急告示病院の代表者 (5)習志野保健所の代表者 (6)習志野警察署の代表者 (7)別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員 (8)その他市長が必要と認めたる者 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第4条 対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これ</p>	<p>(設置) 第1条 略 (所掌事務) 第2条 略 (委員) 第3条 対策会議は、委員 20 名以内で組織し、次の掲げる者のうちから市長が委嘱又は指名する。 (1)習志野市医師会に属する者 (2)習志野市歯科医師会に属する者 (3)習志野市薬剤師会に属する者 (4)市内救急告示医療機関の代表者 (5)習志野市健康福祉センターの代表者 (6)習志野警察署の代表者 (7)本市職員 (8)その他市長が必要と認めたる者 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第4条 対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これ</p>

- コメントの追加 [User1]: 代表病院の追加
- コメントの追加 [User2]: 名称の変更
- コメントの追加 [User3]: 市職員はあて職とするため変更

1/17/2024

習志野市災害医療対策会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>を定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(習志野市災害医療コーディネーター)</p> <p>第5条 対策会議に習志野市災害医療コーディネーター4人以内を置き、習志野市医師会に属する者よりこれを選出する。</p> <p>2 習志野市災害医療コーディネーターは、災害時に習志野市災害医療対策本部救護部と連携し、医療救護活動の指揮及び調整を行う。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 対策会議の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。</p> <p>2 対策会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。</p> <p>4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を認め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第7条 第2条に掲げる事務の処理のため、対策会議の補助機関と</p>	<p>を定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(習志野市災害医療コーディネーター)</p> <p>第5条 対策会議に習志野市災害医療コーディネーター2人を置き、習志野市医師会に属する者よりこれを選出する。</p> <p>2 習志野市災害医療コーディネーターは、災害時に習志野市災害対策本部救護部と連携し、医療救護活動の指揮及び調整を行う。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 対策会議の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。</p>

コメントの追加 [User4]: 鎌田先生より、「災害医療コーディネーターは基本4名で発災時は最低2名本部に詰められるようにしたい。4名置く場合は全員が会議に出席しシステムを把握しておいた方がよい。」
→次期委員委嘱時 (R7.2月) より2名増とする。

コメントの追加 [User5]: 開催基準などの設定を追加

1/17/2024

令和5年度第2回習志野市災害医療対策会議
資料3-1

習志野市災害医療対策会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>して、作業部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置に係る次の事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。</p> <p>(1)会務</p> <p>(2)設置期間</p> <p>(3)所属委員</p> <p>3 会長または副会長は、部会に委員として所属することができるものとする。</p> <p>4 部会に所属する委員は、10 人以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。また部会の長は会長が指名する</p> <p>5 部会には第 3 条各号の規定により委嘱された委員が所属するものとする。</p> <p>6. これ以外の必要な事項は部会で協議の上定める</p> <p>(庶務) 第8条 略</p> <p>(雑則) 第9条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年1月10日から施行する。</p>	<p>(庶務) 第7条 略</p> <p>(雑則) 第8条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年 1月10日から施行する。</p>

コメントの追加 [User6]: 部会の設置を追加

1/17/2024

令和5年度第2回習志野市災害医療対策会議
資料3-1

習志野市災害医療対策会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現行				
<p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年3月 日から施行する。</u></p> <p><u>別表(第3条第7号)</u></p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="201 547 902 587">職名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="201 587 902 627"><u>健康福祉部長</u></td></tr><tr><td data-bbox="201 627 902 667"><u>危機管理監</u></td></tr><tr><td data-bbox="201 667 902 707"><u>消防長</u></td></tr></tbody></table>	職名	<u>健康福祉部長</u>	<u>危機管理監</u>	<u>消防長</u>	
職名					
<u>健康福祉部長</u>					
<u>危機管理監</u>					
<u>消防長</u>					

コメントの追加 [User7]: 「別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員」の詳細